

日野川地域森林計画書（第4回変更）

（日野川森林計画区）

| | |
|------------|------------|
| 樹立年月日 | 令和元年12月27日 |
| 変更年月日(第1回) | 令和3年3月31日 |
| 変更年月日(第2回) | 令和3年12月23日 |
| 変更年月日(第3回) | 令和5年3月31日 |
| 変更年月日(第4回) | 令和5年 月 日 |

| | | | | |
|------|---|-------|----|-----|
| 計画期間 | 自 | 令和2年 | 4月 | 1日 |
| | 至 | 令和12年 | 3月 | 31日 |

鳥 取 県

地域森林計画の変更について

1 変更の根拠

森林法第5条第5項の規定による地域の情勢の変化によるもの

2 変更の要旨

「Ⅰの3 計画樹立に当たっての基本的な考え方」

「Ⅱの第1 計画の対象とする森林の区域」

「Ⅱの第3の1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）」

「Ⅱの第3の2 造林に関する事項」

「Ⅱの第3の3 間伐及び保育に関する事項」

「Ⅱの第3の4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」

「Ⅱの第3の5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項」

「Ⅱの第3の6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」

「Ⅱの第4の1 森林の土地の保全に関する事項」

「Ⅱの第4の2 保安施設に関する事項」

「Ⅱの第6の1 間伐立木材積その他の伐採立木材積」

「Ⅱの第6の2 間伐面積」

「Ⅱの第6の3 人口造林及び天然更新別の造林面積」

「Ⅱの第7の1 保安林その他制限林の施業方法」

目 次

| | |
|--|----|
| 日野川地域森林計画区概況図..... | 1 |
| 森林計画制度の体系図..... | 2 |
| I 計画の大綱..... | 3 |
| 第1 森林計画区の概要..... | 3 |
| 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価..... | 3 |
| 第3 計画樹立に当たっての基本的考え方..... | 3 |
| II 計画事項..... | 5 |
| 第1 地域森林計画の対象とする森林の区域..... | 5 |
| 第2 森林の整備及び保全に関する事項..... | 6 |
| 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項..... | 6 |
| (1) 森林の整備及び保全の目標..... | 6 |
| (2) 森林の整備及び保全の基本方針..... | 6 |
| (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等..... | 6 |
| 2 その他必要な事項..... | 6 |
| 第3 森林の整備に関する事項..... | 6 |
| 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）..... | 6 |
| (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針..... | 6 |
| (2) 立木の標準伐期齢に関する指針..... | 7 |
| (3) その他必要な事項..... | 7 |
| 2 造林に関する事項..... | 7 |
| (1) 人工造林に関する指針..... | 7 |
| (2) 天然更新に関する指針..... | 8 |
| (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針..... | 9 |
| (4) その他必要な事項..... | 9 |
| 3 間伐及び保育に関する事項..... | 9 |
| (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針..... | 9 |
| (2) 保育の標準的な方法に関する指針..... | 9 |
| (3) その他必要な事項..... | 9 |
| 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項..... | 9 |
| (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針..... | 9 |
| (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針..... | 11 |
| (3) その他必要な事項..... | 11 |
| 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項..... | 11 |
| (1) 林道（林業専用道を含む）等の開設及び改良に関する基本的な考え方..... | 11 |
| (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの効率的な考え方..... | 11 |
| (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方..... | 11 |
| (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方..... | 11 |
| (5) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法..... | 11 |
| (6) その他必要な事項..... | 11 |
| 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項..... | 11 |
| (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針..... | 11 |
| (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針..... | 12 |

| | |
|--|----|
| (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 | 12 |
| (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 | 13 |
| (5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針 | 13 |
| (6) その他必要な事項 | 14 |
| 第4 森林の保全に関する事項 | 14 |
| 1 森林の土地の保全に関する事項 | 14 |
| (1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の区域の面積等 | 14 |
| (2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 | 14 |
| (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 | 14 |
| (4) その他必要な事項 | 14 |
| 2 保安施設に関する事項 | 14 |
| (1) 保安林の整備に関する方針 | 14 |
| (2) 保安施設地区に関する方針 | 15 |
| (3) 治山事業に関する指針 | 15 |
| (4) その他必要な事項 | 15 |
| 3 鳥獣害の防止に関する事項 | 15 |
| 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 | 15 |
| 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項 | 15 |
| 第6 計画量等 | 15 |
| 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 | 15 |
| 2 間伐面積 | 16 |
| 3 人工造林及び天然更新別の造林面積 | 16 |
| 4 林道の開設又は拡張に関する計画 | 16 |
| 5 保安林整備及び治山事業に関する計画 | 16 |
| 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期 | 16 |
| 第7 その他必要な事項 | 17 |
| 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 | 17 |
| 2 その他必要な事項 | 17 |

(附) 参 考 資 料

1 森林計画区の概要

- (1) 市町村別土地面積及び森林面積
- (2) 地況
- (3) 土地の利用の現況
- (4) 産業別生産額
- (5) 産業別就業者数

2 森林の現況

- (1) 齡級別資源構成表
- (2) 制限林普通林別森林資源表
- (3) 市町村別森林資源表
- (4) 所有形態別森林資源表
- (5) 制限林の種類別面積
- (6) 樹種別材積表
- (7) 特定保安林の指定状況
- (8) 荒廃地等の面積
- (9) 森林の被害
- (10) 防火線等の整備状況

3 林業の動向

- (1) 保有山林規模別林家数
- (2) 森林施業計画の認定状況
- (3) 森林組合及び生産森林組合の現況
- (4) 林業事業体の現況
- (6) 林業機械化の概況

4 前期計画の実行状況

- (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積
- (2) 人工造林・天然更新別面積
- (3) 林道の開設及び拡張の数量
- (4) 保安林の指定又は解除の面積
- (5) 治山工事施行地数

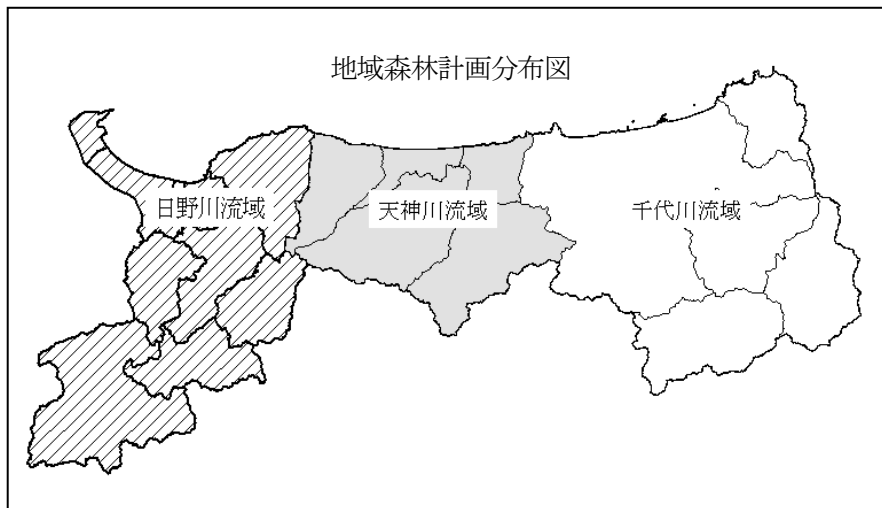
5 林地の異動状況

- (1) 森林より森林以外への異動
- (2) 森林以外より森林への異動

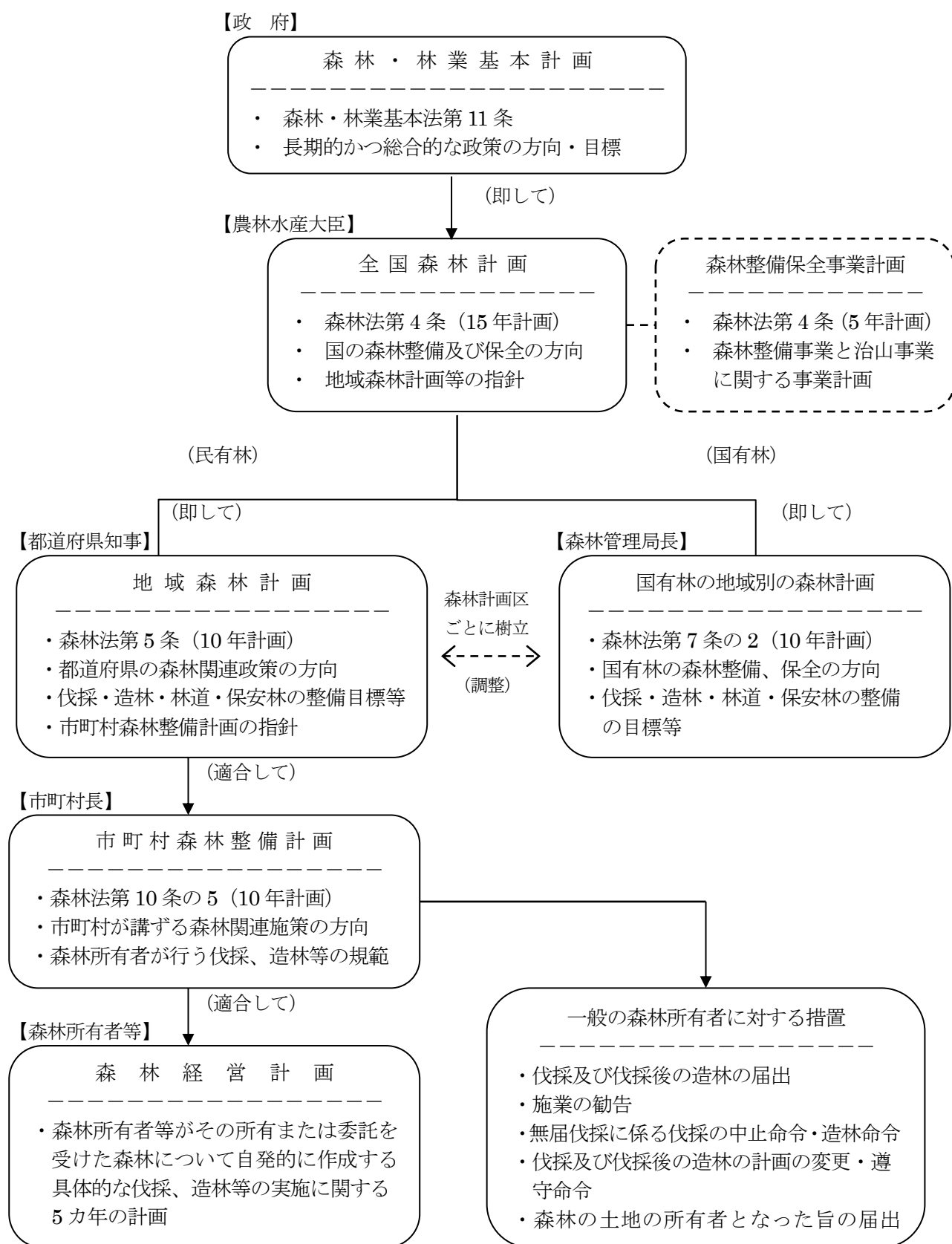
6 持続的伐採可能量

- (1) 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）
- (2) 再造林率に応じた持続的伐採可能量（年間）

日野川地域森林計画区概況図



森林計画制度の体系図



※森林経営計画については、税制、金融、補助の特例が措置されている。

I 計画の大綱

第1 森林計画区の概要

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

第3 計画樹立に当たっての基本的考え方

当計画区においては、長期にわたる人工林の造成により森林蓄積は着実に増加してきており、さらに多くの人工林が木材として利用可能な時期を迎えつつある。近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、適切な施業及び整備を実施し、木材の供給能力を高め、安定的に供給していくとともに、利用の拡大を推進する必要性が増している。

県内では、合板や木質バイオマスを中心とする木材需要の拡大に合わせ、素材生産量も大幅に拡大しつつあるものの、林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷などにより未だ厳しい状況であり、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の所在、将来の林業を担う技術者の確保・育成に向けた労働環境の改善など課題も多い。

一方、森林の有する公益的機能に対する県民の期待は、渇水等を防ぐための水源涵養や山地災害の防止、さらには森林とのふれあい、生物の多様性の確保、二酸化炭素の吸収・固定源に対する期待が高まっており、環境・保健・文化・教育的な面における森林の果たす役割の重要性が増している。県民の参画と協働により、二酸化炭素の吸収等、森林の有する公益的機能が発揮される豊かな森づくりを進めるための「豊かな森づくり協働税」に加え、カーボン・オフセットを活用した森林整備などの取組も開始されている。

さらに、平成31年度から森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明などにより整備が進んでいない森林について、市町村を中心として適切な森林の経営管理を推進し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る、新たな森林経営管理制度が始まった。

このため、重視すべき機能を中心として、森林の有する多面的機能（注）の継続的発揮、林業・木材産業の再生と雇用への貢献、森林資源の有効活用を目的として、次のような基本的な考え方を定めた。

注： 本計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

ア 森林整備の方向性

- ・将来に渡って持続的な林業経営を確保し、森林の有する公益的機能を持続的に発揮していくため、計画的に作業道を整備し、利用間伐の推進による収益を確保しつつ、森林所有者に利益を還元していく低コストな木材生産を進める。
- ・持続可能な森林資源の循環利用を実現するため、また、花粉発生源対策を加速化することにも留意し、苗木の安定供給を図りながら、皆伐再造林を進める。
- ・小規模・分散的な森林の経営を森林組合等林業事業者へ集積・集約化し、スケールメリットを活かした林業経営を進めるとともに、不在村者所有森林等の適正管理を進める。
- ・森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。
- ・航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度なデータやドローン等を活用した「スマート林業」の推進により森林経営の効率化を図る。
- ・利用されずに放置されてきた里山等における広葉樹林や竹林の整備を進める。

- ・ 県民、企業、NPO等の多様な主体で支える森林づくりの活動を推進するとともに、地球温暖化対策のための取組である「カーボン・オフセット」の活用により、森林の整備・保全の一層の促進を図る。

イ 人材育成の方向性

- ・ 森林づくりを支える担い手を確保・育成する。また、地域の森林経営を担い、スマート林業や低コスト林業を進める中核的存在となる人材の育成を図る。
- ・ 林業経営者の意識改革による林業現場の働き方改革の推進を図るとともに林業従事者の安全向上に向けた取組を進める。

ウ 森林資源の利用に関する方向性

- ・ 県産材の安定取引、流通コスト削減のため、県内製材工場の主な原木の入手先となっている原木市場の役割にも配慮しつつ、原木需給情報の共有化に関する取組やLVL・CLT・合板工場や大規模製材工場等への直送体制の導入を推進し、需要やニーズに合った製品の生産・供給体制づくりを進める。
- ・ 未利用間伐材や低質材等の利活用を進め、木質バイオマス発電施設への燃料用原木の安定供給体制を構築する。
- ・ 公共建築物木材利用促進法や鳥取県産材利用推進指針を踏まえ、県民が一丸となって、森林を支える林業・木材産業の再生に向けた「木づかい運動」を進める。
- ・ 原木林の造成など「原木しいたけ」の更なる増産と品質向上のための取組に加え、森林の新たな利用も進める。

Ⅱ 計 画 事 項

第 1 地域森林計画の対象とする森林の区域

(単位 面積：ha)

| 区 分 | 面 積 | 備 考 | |
|----------------------------|-----------|--|--|
| 総 数 | 78,785.07 | 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。 | |
| 市 町 村 別 内 訳 | 米 子 市 | 2,778.23 | 2 地域森林計画の対象とする森林においては、以下の事項が対象となる。 (1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の開發行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く） (2) 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有者となった旨の届出 (3) 森林法第 10 条の 8 第 1 項の伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く） |
| | 境 港 市 | 36.38 | |
| | 日 吉 津 村 | 6.92 | |
| | 大 山 町 | 8,642.03 | |
| | 南 部 町 | 8,543.26 | |
| | 伯 耆 町 | 8,679.51 | |
| | 日 南 町 | 29,175.19 | |
| | 日 野 町 | 11,698.99 | |
| | 江 府 町 | 9,224.56 | |
| | | | |
| | | 4 地域森林計画の対象に含めない森林 (1) 近接する森林と森林施業上の関連を有しない森林（孤立し、かつ0.3ha以下の森林） (2) 都市計画法による市街化区域内の森林又は市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途地域として定められている区域内の森林であって当該市街化区域又は用途地域として定められている区域外の森林と森林施業上の関連を有しない森林 (3) 国又は地方公共団体が実施する事業により道路、鉄道、住宅用地、工業用地若しくは、農業用地等森林以外の用に供される森林 | |

第2 森林の整備及び保全に関する事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

2 その他必要な事項

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、本指針を踏まえ、立木竹の伐採を行う際の規範として定められるものである。

ア 皆伐

(ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20 haごとに保護帯を設けるものとする。

(イ) 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、持続可能な木材等資源の利用を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

(エ) 皆伐後天然更新を行う場合は、1か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため11月から3月までの間に伐採するものとする。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとする。

| 地 域 | 樹 種 | 生産目標 | 期待径級(cm) |
|----------------|-------|-------|----------|
| 日野川森林 計画区一円 | スギ | 心持ち柱材 | 18 |
| | | 一般建築材 | 26 |
| | | 造 作 材 | 34 |
| | ヒノキ | 心持ち柱材 | 18 |
| | | 一般建築材 | 26 |
| | | 造 作 材 | 34 |
| マツ | 一 般 材 | 18 | |
| | 梁 桁 材 | 28 | |

イ 択伐

(ア) 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとする。

(イ) 森林の有する生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし伐採率は30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては40%以下）を基準とすること。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画において定められ、制限林の伐採規制等に用いられるものである。ただし、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務づけるものではない。

具体的には、市町村の区域内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、市町村の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

なお、長伐期施業を行う場合の伐採林齢は、標準伐期齢の2倍程度以上を目安とすること。

| 地 区 | 樹 種 | | | | | |
|------------|-----|-----|-----|------|------------|------|
| | スギ | ヒノキ | マツ | その他針 | クヌギ コナラ | その他広 |
| 日野川森林計画区一円 | 40年 | 45年 | 35年 | 45年 | 10年 | 20年 |

(3) その他必要な事項

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

2 造林に関する事項

花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

なお、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次に掲げる指針の事項について、人工造林を行う際の規範として定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は、市町村の区域内の森林の自然条件及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類等の針葉樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種を定めるものとする。

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めること。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は市町村の林務担当部局等に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとする。

| 樹種 | 仕立て方法 | 植栽本数 (本/ha) |
|-----------|-------|-------------|
| スギ ヒノキ マツ | 中仕立て | 3, 000 |
| | 疎仕立て | 1, 500 |

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地拵えの方法

植え付けの障害となる雑草木、ササ類等の刈り払い及び伐採木の末木枝条を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。

急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で棚積みを行い、雪崩や山地崩壊の防止を図る。

b 植付け方法

苗木の生長活動の盛んな時期の植え付けは避け、春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また秋植えにおいては苗木の生長が終わる頃に行う。

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植付けるものとする。なお、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めるものとする。

c 樹下植栽の標準的方法

複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、「人工造林の植栽本数」において定めた本数に下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽すること。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林と定められている伐採跡地では、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に造林を行うこととする。この場合、下刈等の保育作業の省力化のため、コンテナ苗等の活用を図り、育林コストの低減に努めるものとする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年以内に造林を行うこととする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地では、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合は、その後2年以内に造林を行うこととする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により的確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、天然更新の期待成立本数、天然更新すべき立木の本数、天然更新の完了を確認する方法等については、「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとする。

また、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次に掲げる指針の事項について、天然更新を行う際の

規範として定めるものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、市町村の区域内の自然条件や社会的な要請等を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類、クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等その他高木性の樹種を主体として、的確な更新が図られる樹種を定めるものとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 天然下種更新

笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去又はかき起こしを行うこと。発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととする。

(イ) ぼう芽更新

ぼう芽の優劣が明らかとなる3・4年目ごろに、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うこととする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了基準に基づき、県又は市町村による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽掻き、刈出し、補植等を行い確実な更新が図られるよう努めることとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な幼稚樹の生育状況、林床や地表の状況、病害虫及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できない森林については、市町村森林整備計画においてその基準及び所在を定め、的確な更新を確保することとする。

なお、人工林については原則として伐採後は植栽による更新を行うものとする。

(4) その他必要な事項

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次に掲げる指針の事項について、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して、間伐及び保育を行う際の規範として定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(3) その他必要な事項

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、第2の1の(1)「森林の整備及び保全の目標」及び

(2) 「森林の整備及び保全の基本方針」を踏まえ、市町村森林整備計画において定める事項の指針を定めるものとする。この際、保安林などの法令、森林の自然条件、社会的条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の策定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）、森林の機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案すること。

ア 区域の設定

公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、次に示す基準を原則とする。

ただし、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、水源涵養機能維持増進森林という。）

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林という。）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、快適環境機能維持増進森林という。）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や県民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林。

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、保健機能維持増進森林という。）

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域、及び特別緑地保全地区、都市公園法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係わる森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、保健文化機能の評価区分が高い森林。

イ 施業の方法に関する指針

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

伐期の延長を推進すべき森林として、主伐の時期を標準伐期齢に10年を足した林齢以上とし、皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小し、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

(イ) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林、快適環境機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

これらの森林の有する公益的機能の維持増進を特に図る必要がある場合には、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める旨、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観及び多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定し、伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、又はその状態を維持するための伐採を行うものとする。天然更新に必要な母樹がない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の生育を確保することが困難な森林の主伐跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の更新を確保するため、必要に応じ、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うものとする。特定広葉樹の生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特に、竹の侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行うものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

(3) その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの効率的な考え方

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

市町村森林整備計画において、(2)を踏まえ、林班ごとに傾斜、地質、路網整備の状況等を勘案し、木材生産機能、人工林の分布状況から判断し、基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を設定する。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

(5) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(6) その他必要な事項

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあっては、林業事業者や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森

林経営委託の推進に努める。

また、森林クラウドの活用や林地台帳、地積調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、県内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

イ 森林施業の共同化に関する方針

流域内の森林で、団地的まとまりのある地域については、県、市町村、森林組合等の林業事業体が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業体による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業労働力確保の方針

新規就労者の雇用促進及び労働条件の改善と、安定的な木材供給を支える生産管理能力の向上、持続的な森林経営に関する高度な知識の習得、熟年労働者の技術の若年労働者等への伝承、新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等、質及び量の両面における取組が重要であり、また、林業労働者のみならず、林家の後継者等として新たに林業に従事する者についても林業の担い手として確保していく必要がある。

今後、事業主は現状の立ち後れた雇用管理を早急に改善すると共に事業量の安定的確保、高性能林業機械の導入及びその活用のための作業道の整備等による事業の合理化を進め、魅力ある職場として林業労働力の受け皿となっていくことが必要である。

このため、林業労働力確保支援センター（公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団）を中核とし、林業関係者の協力・連携を得ながら鳥取県林業労働力の確保に関する基本計画に示す林業労働力の確保の目標に向けて、雇用管理の改善と事業の合理化に一体的に取り組む意欲と能力のある事業主がたてる改善計画を知事が認定し、認定を受けた事業主に対して効果的に支援措置を実施し、林業労働力の確保を図ることとするものと鳥取県林業労働力の確保に関する基本計画で支援方針を定めたところである。

イ 林業従事者の確保・育成

林業従事者の確保・育成のためには、林業事業体の経営体質の改善・強化による安定的な雇用の継続を前提に、県内で年間50名程度の新規就労者の確保に努めることとし、それに対して県と国では支援措置を実施している。国では平成15年度から「緑の雇用担い手育成対策事業」、平成23年度から「緑の雇用」現場技能者育成対策事業を、県では平成21年度から「鳥取県版緑の雇用支援事業」を実施し、新規就労者の段階的な技術・技能の習得研修等を実施する林業事業体及び自伐林家に対して支援を行っているほか、「鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業」により技術・技能の向上、労働安全衛生環境の整備等を支援し、林業事業体及び新規参入事業体の育成を推進しているところである。

さらに、若者等の新規参入を困難にしている一因である労働災害の防止を図るため、リスクアセスメントを通じた作業方法の改善、チェーンソー防護衣等の着用の徹底や「とっとり森林緊急通報カード」の運用などの安全衛生教育の実施等を推進する。

ウ 林業経営基盤の強化

主たる林業事業体である森林組合については、組織の経営基盤の強化等を図るとともに、生産管理手法の導入や安定的な事業量の確保、生産性の向上等の事業の合理化を促進すること等により、林業経営基盤の強化に努めることとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能機械の導入促進

森林施業の効率化や労働災害の減少を図るため、林業機械の普及宣伝、機械の共同利用等により、高性能林業機械の導入を促進するとともに、林地の傾斜等自然条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じた作業システムの確立・普及及び林業機械の稼働率向上、林業機械オペレーターの養成を計画的に推進する。

また、林業機械の導入に不可欠である林道、作業道等の整備を積極的に推進するとともに、機械の共同利用組織の活用、林業機械の利用体制の整備等に取り組む。

イ 機械化作業システム

森林の地形、経営形態等地域の特性に応じた指向すべき機械作業システムは次の中から適宜選択する。また、間伐作業に対応した効率的な作業システムの導入及びその普及定着を推進する。

| 区 分 | 機械作業システム | 主 要 機 械 |
|---------|----------|----------------|
| 専業型・緩斜地 | 高性能大型車両系 | ハーベスタ、フォワーダ |
| 専業型・傾斜地 | 高性能大型架線系 | タワーヤーダ、プロセッサ |
| 兼業型・緩斜地 | 簡易小型車両系 | プロセッサ、小型フォワーダ |
| 兼業型・傾斜地 | 簡易小型架線系 | 小型タワーヤーダ、プロセッサ |

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

流域内の林業生産活動を活発化し、地域材の産地化形成を図るために、流域を単位として計画的な木材生産を推進し、需要に応じた安定的な原木供給により森林所有者等と木材加工業者等との間で木材の安定的な需給関係を確立するとともに、成熟しつつある地域材の有効活用を図るため、原木の流通から高次加工に至る一貫した体制の整備を図る。

また、合法伐採木材の流通促進の観点から、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

ア 木材流通の合理化

森林組合や木材加工業者等、木材生産から加工・流通に至る関係者が一体となって、流域を単位とした計画的な木材生産及び流通の合理化に努める。特に、プレカット材の普及等、木材の需要構造の変化に対応するため、乾燥施設の整備を進める。

また、今後県産材の本格的な伐期を迎えて、原木の安定的な入荷先について検討を進めるとともに、中間土場を活用して林業事業体等が直接加工工場に原木を納品する直納方式の普及等、流通コストの軽減に取り組むことにより木材流通の合理化を図る。

イ 木材加工の合理化

県産材加工の低コスト化及び高付加価値化を図るため、CLT・LVL及び合板工場への原木の大量・安定供給を促進する。

また、これらの量産工場及び高次加工工場が有機的に配置され、本地域における加工工場の集積のメリットが生かされるよう、木材団地等の機能強化に努める。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、流域林業活性化協議会を活用するなど、地域材の産地化形成の推進方策などについて地域の関係者の合意形成に努めるものとする。また、製品・加工に対する市場のニーズの把握、供給の安定化、品質の向上を図るなど利用者の視点に立った新たな県産材の活用を検討する。

(6) その他必要な事項

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の区域の面積等

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全に関する事項の中で定められた地区における土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土砂の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のため法面緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

また、太陽光発電施設を設置する際には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げ等の改正がされた開発行為の許可基準の適切な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(4) その他必要な事項

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

ア 保安林の指定

保安林の指定は、その森林の所在場所その他の自然条件が受益対象と密接な関係にあり、森林法第25条第1項第1号から第11号までの目的を達成するために森林の機能を発揮させることが必要であると認められた場合に行うものとする。

なお、以下の点に重点を置いて、保安林の指定を計画的に推進することとする。

(ア) 水源かん養保安林

良質な飲用水等の安定的な確保に対する県民の要請に対応するため、利水施設の上流に位置する森林や既存保安林に接続又は介在している森林

(イ) 土砂流出防備及び土砂崩壊防備保安林

災害発生の危険性が高まっている地域や道路、鉄道その他の公共施設等保全対象が所在する地域における森林

(ウ) 保健保安林等

環境保全意識の高まりの中で、身近な緑の保全等に対する県民の要請に対応するため、県民のレクリエーション等の保健、休養の場として利用しやすい身近な森林

イ 保安林の指定の解除

保安林の指定の解除は、指定後における保全対象の状況及び指定目的に即した機能の確保状況等の変化からみて、指定の理由が消滅していると認められる場合には森林法第26条第1項の「指定理由の消滅」、公益上の理由により必要が生じた場合には、同条第2項の「公益上の理由」に基づき行うものとする。

ウ 保安林の指定施業要件の整備

保安林を巡る状況の変化等に対応し、必要に応じて指定施業要件（伐採の方法、伐採の限度に係るもの、植栽に係るもの）を見直すこととする。

エ 保安林の管理

保安林の有する公益的機能を十分に発揮させるため、指定目的に即した保安林の配備を計画的に推進するとともに、保安林の適正な管理を確保するため、森林所有者、地域住民、市町村等の理解・協力を得ながら、造林、保育、伐採その他の施業を適切に実施するものとする。

(2) 保安施設地区に関する方針

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

(3) 治山事業に関する指針

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

(4) その他必要な事項

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

3 鳥獣害の防止に関する事項

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積：1,000m³)

| 区分 | 総 数 | | | 主 伐 | | | 間 伐 | | | |
|---------------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| | 総数 | 針葉樹 | 広葉樹 | 総数 | 針葉樹 | 広葉樹 | 総数 | 針葉樹 | 広葉樹 | |
| 総数 | 1,640 | 1,598 | 42 | 812 | 770 | 42 | 828 | 828 | - | |
| 前半5ヵ年の 計画量 | 818 | 800 | 18 | 342 | 324 | 18 | 476 | 476 | - | |
| 市 町 村 | 米子市 | 45 | 43 | 2 | 18 | 16 | 2 | 27 | 27 | - |
| | 境港市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| | 南部町 | 188 | 183 | 5 | 69 | 64 | 5 | 119 | 119 | - |
| | 伯耆町 | 167 | 162 | 5 | 66 | 61 | 5 | 101 | 101 | - |
| | 日吉津村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| | 大山町 | 231 | 223 | 8 | 93 | 85 | 8 | 138 | 138 | - |
| | 日南町 | 580 | 568 | 12 | 350 | 338 | 12 | 230 | 230 | - |
| | 日野町 | 279 | 275 | 4 | 138 | 134 | 4 | 141 | 141 | - |
| 江府町 | 150 | 144 | 6 | 78 | 72 | 6 | 72 | 72 | - | |

2 間伐面積

(単位 面積 : ha)

| 区分 | | 間伐面積 |
|---------------|------|--------|
| 総数 | | 18,277 |
| 前半5カ年の 計画量 | | 10,507 |
| 市 町 村 | 米子市 | 592 |
| | 境港市 | 0 |
| | 南部町 | 2,503 |
| | 伯耆町 | 2,764 |
| | 日吉津村 | 0 |
| | 大山町 | 2,817 |
| | 日南町 | 4,996 |
| | 日野町 | 2,700 |
| | 江府町 | 1,905 |

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積 : ha)

| 区分 | | 人工造林 | 天然更新 |
|---------------|------|-------|------|
| 総数 | | 2,718 | 624 |
| 前半5カ年の 計画量 | | 1,160 | 256 |
| 市 町 村 | 米子市 | 56 | 30 |
| | 境港市 | 1 | 0 |
| | 南部町 | 243 | 74 |
| | 伯耆町 | 214 | 83 |
| | 日吉津村 | 1 | 0 |
| | 大山町 | 305 | 70 |
| | 日南町 | 1,173 | 211 |
| | 日野町 | 473 | 70 |
| | 江府町 | 252 | 86 |

4 林道の開設又は拡張に関する計画

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業に制限を受けている森林の所在及び面積並びにその施業方法の一般的な基準は次のとおりである。ただし、これらの制限林において施業を行うに当たっては、各々の個別法に基づく許可を受けて実施するものとする。

(単位：面積 ha)

| 種類 | 森林の所在 | | 面積 | 施業方法 (伐採方法) |
|----------|------------------------------|---|-----------|---|
| | 市町村 | 区域 | | |
| 水源かん養保安林 | 米子市 | 101, 104, 106-109 林班に係る区域 | 50.98 | <p>1 立木の伐採方法</p> <p>(1) 主伐に係る伐採種は定めない。</p> <p>(2) 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>2 立木の伐採の限度</p> <p>(1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、地区の水涵養のために指定された保安林の集団の面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）に前年度の伐採許可面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達しない場合は、その残面積を加えた面積とする。ただし、1箇所当たりの皆伐面積は20ha以内とする。</p> <p>(2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5*を超えず、かつ、その伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p> |
| | 大山町 | 2, 4, 9, 10, 13-25, 28, 29, 374, 4, 55, 56, 120, 128, 129, 234-236 林班に係る区域 | 1,572.50 | |
| | 南部町 | 20, 63-79, 81-84, 89, 90, 101, 102, 105, 107-114, 92-95, 116-124, 223 林班に係る区域 | 2,090.42 | |
| | 伯耆町 | 107, 108, 130-135, 143, 1441, 48, 155, 172, 180, 181, 187, 188, 192, 195-200, 202-205, 208-212, 217 林班に係る区域 | 1,752.27 | |
| | 日南町 | 101 林班ほかに係る区域 | 15,147.35 | |
| | 日野町 | 62 林班ほかに係る区域 | 6,498.28 | |
| | 江府町 | 45 林班ほかに係る区域 | 3,630.34 | |
| | 合計 | | 30,742.14 | |
| | 上記以外は令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり | | | |

2 その他必要な事項

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり